

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第111号

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則

京都市生活環境美化センター規則の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「運搬」の右に「並びにこれら」を加え、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 公衆便所の清掃及び維持管理に関すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)